

岩手県告示第297号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項の規定に基づき、登録建築物エネルギー消費性能判定機関に建築物エネルギー消費性能適合性判定を行わせることとした。

平成29年4月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 登録建築物エネルギー消費性能判定機関に行わせることとした建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務 建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部の業務
- 2 登録建築物エネルギー消費性能判定機関が建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務を開始する日 平成29年4月1日